

淀川水系流域委員会 第6回治水部会（2003.10.24開催）結果概要

03.12.2 庶務作成

開催日時：2003年10月24日（金） 10：00～12：00

場 所：カラスマプラザ21 大ホール

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者15名、一般傍聴者57名

1 決定事項

- ・10/26までに、部会とりまとめ、および整備内容シートについて、意見を提出する。
- ・部会とりまとめの修正については部会長に一任する。
- ・各委員は、10/29の委員会で確定する予定の意見書の第 部および第 部（整備内容シート部分）についての委員意見を10/26までに提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「治水部会意見（案）031024版」を用いて、部会長より主な変更点について説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から意見が出された。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「治水部会意見（案）031024版」を用いて、部会長より主な変更点について説明が行われた後、意見交換が行われた。

<主な意見>

「1.1 対象洪水」および「3.2(1) 狭窄部上流の浸水被害の解消」について

- ・対象洪水は、地域の特性を考慮して、地元の住民（まちづくり協議会）等と協議して決めるべきだろう。既往最大の降雨は目安として分かりやすい指標にはなるが、地域特性によって目標は変わってくる。また、とりまとめ案では、既往最大が悪いかのような記述になっているが、これは修正すべきだ。

とりまとめ案は、既往最大であろうと、確率洪水であろうと、その目標だけを対象にした計画を考えるのではなく、それを超える洪水も含めて検討する必要があるという主旨でとりまとめたいと思っている。（部会長）

- ・基礎原案では、狭窄部上流の「浸水被害の解消」を目標としているが、現実的には達成不可能な目標だろう。目標だとしても「解消」はやめて、「軽減」とした方が良い。

「解消」は、目標だと考えている。(河川管理者)

「1.2 洪水への対応」について

- ・「壊滅的被害の回避」が、人的被害の解消のことを指すのであれば、そう書いた方がわかりやすいのではないか。また、「壊滅的被害の回避」という言葉は、住民に過大な期待を与えかねない。注意して使う必要がある。
- ・「壊滅的被害」を定義するというよりも、壊滅的被害の考え方の方向性を示す必要があると思っている。(部会長)
- ・とりまとめ案の「物的被害の大きさを壊滅の判断基準に用いることは論外である」という記述には疑問を感じる。費用対効果等の経済的な面から見た物的な被害も1つの基準と言える。
- ・生態学では、復元できない状態になってしまうことを「壊滅的被害」としている。元に戻るのであれば「壊滅的」ではない。いずれにせよ、「壊滅的被害」の意味は人によって受け止め方が大きく違うため、きちんと合意しておく必要がある。
- ・「壊滅的被害」という言葉は、さまざまな受け取り方があるため、説明資料や基礎原案では使わなかった。もともとは、破堤によって、人命が失われたり、ライフラインが滅茶苦茶になることを指して「壊滅的被害」としており、その点については委員会と河川管理者で共通認識があると考えている。(河川管理者)

「5 ダム」について

- ・提言でダムは「原則として建設しない」とした以上、治水部会としては、ダムの代替案を提案する必要があると思っている。(部会長)

ダムについては、治水、利水、環境を総合的に考えて記述する必要があるため、治水部会単独でどこまで書けるか、疑問が残る。

特に、ダムの代替案として流域対応がほとんど取り上げられていないので、そういった点から記述すべきだと考えている。(部会長)

- ・意見書には、治水の新しい方向性(治水専用の穴あきダム等)についても検討してみるべきという意見を記述してもよいのではないか。

穴あきダムは、一種の人工的な狭窄部だと考えることができる。景観や環境への影響はあるが、技術的には可能だと思う。(河川管理者)

今から新しく提案するには、時間切れではないか。今後も継続される流域委員会での検討事項としたい。(部会長)

- ・ダムの調査・検討を長引かせることは、ダム下流地域を危険な状態に長く置いておくことになる。治水の観点から考えて、早く結論を出すべきだと意見しておくべきだ。
- ・治水を目的としていない発電用ダムや利水用ダム等に治水機能を持たせることについては部会でも議論したことなので、部会のとりまとめとして意見を書いておくべきだ。

- ・洪水時には、社会的な責務という意味から、一部の利水専用ダムや発電専用ダムを治水目的で運用できないのか。今後は、そういった検討をする必要があるのではないか。(部会長)
端的に言えば、治水容量として権利を買いとるということになるだろう。ただ、相手がいることなので、売ってくれることが前提となる。(河川管理者)
今後は、既存の利水専用ダム等も、過去の計画にとらわれずに弾力的に活用するのは当然のことだと思っている。直轄区間には農業用ダムや利水用ダムはないが、府県が管理している農業用ダムについての検討というのは、当然あり得ることだと思っている。(河川管理者)
「具体的に検討すべき」という意見ではない。ただ、治水部会としては、今後の河川のあり方として、直轄区間だけを対象にするのではなく、府県管理の区間とも整合をとって、流域全体で検討して欲しいと思っている。(部会長)
- ・ダムの治水効果について問題があるならば、再度議論し、「5 ダム」の「一部の例外を除いて、有効であることが確認されている」という記述について、再検討しなければならないだろう。
- ・「5 ダム」にある「一部の例外を除いて、有効であることが確認されている」とあるが、これは、ダムの一部が洪水調節に供されなかったという意味か(河川管理者)
そこまで強く意見しているわけではないので、誤解のないよう表現を修正したい。(部会長)

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

- ・穴あきダム等の新たな提案については、もっと早い段階で議論しておくべきことだ。今、新たな提案をしていたのでは、あまりに遅すぎる。
- ・流域委員会では、破堤による被害だけは回避するということを基本にして、とりまとめを作成頂きたい。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。